

日本好配当株ファンド 2016-12 (限定追加型／繰上償還条項付)

追加型投信／国内／株式

ファンドの 目的

日本好配当株マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの 特色

- わが国の金融商品取引所に上場されている株式(上場予定を含みます。)の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得を目指します。
- 1万口当たり基準価額(支払済みの分配金累計額は加算しません。)が一定水準(11,500円)以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等による安定運用に移行し、繰上償還します。
- ファンドの購入の申込みは、平成28年12月22日までとなります。

主な投資リスクと留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動きにより当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。

※これはすべてのリスクを網羅したものではありません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当資料はいちよしアセットマネジメント株式会社(以下、弊社)により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。

お申込みの際は「投資信託説明書(交付目論見書)」をよくお読みください。

●投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込は

いちよし証券

いちよし証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号
加入協会:日本証券業協会/一般社団法人 日本投資顧問業協会

●設定・運用は

いちよしアセットマネジメント

いちよしアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第426号
加入協会:一般社団法人 投資信託協会/一般社団法人 日本投資顧問業協会

お申し込みメモ

当初信託設定日	平成28年12月21日
決算日	毎年12月21日(休業日の場合は翌営業日) ただし、第一計算期間は、平成28年12月21日から平成29年12月21日までです。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額(当初申込期間中は1口=1円) ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位として販売会社が定める単位 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金(解約)申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 ※基準価額が初めて11,500円以上となった日から起算して10営業日目およびそれ以降に換金(解約)の申込みを受付けた場合は、換金(解約)申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金(解約)申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間:販売会社が定める時間とします。 継続申込期間:午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	当初申込期間:平成28年12月5日から平成28年12月20日 継続申込期間:平成28年12月21日から平成28年12月22日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金(解約)の申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として平成33年12月21日まで(平成28年12月21日設定) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、信託期間を延長することができます。
繰上償還	1万口当たり基準価額(支払済みの分配金累積額は加算しません。)が11,500円以上となり安定運用に移行した場合は繰上償還いたします。 また、次のいずれかの場合には繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年1回、毎決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除の適用があります。

●お客様には以下の費用をご負担いただきます。

直接的にご負担いただく費用	
購入時手数料	お申込金額(手数料・税込)に応じて以下に定める手数料率を購入金額に乗じた金額となります。 5,000万円未満 2.16% (税抜 2.0%) 5,000万円以上1億円未満 1.62% (税抜 1.5%) 1億円以上 1.08% (税抜 1.0%)
信託財産留保額	換金時の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。 ※基準価額が初めて11,500円以上となった日から起算して10営業日目およびそれ以降に換金(解約)の申込みを受付けた場合、信託財産留保額はかかりません。
間接的にご負担いただく費用	
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.1232%(税抜 年1.04%) の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
その他の費用・手数料	監査費用、目論見書等の作成、印刷、交付費用および公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用等が、信託財産より支払われます。 ◆これらの費用等は、運用状況等により変動するため、料率、上限額等をあらかじめ表示することができません。

※上記、ファンド費用の合計額については保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社:いちよしアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等)

販売会社:いちよし証券株式会社(ファンドの募集・販売の取扱い等)

受託会社:株式会社りそな銀行(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社へ再委託)(ファンドの保管・管理業務等)

その他留意点

●当資料は、いちよしアセットマネジメント株式会社が作成した金商法第13条第5項に規定する目論見書以外のその他の資料です。●当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性・完全性について保証するものではありません。●当資料に掲載されている数値、図表等は、特に断りのない限り当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに今後変更されることがあります。●当資料中のグラフ、数値等は過去のものまたはシミュレーションの結果であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。●当ファンドに生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。●当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。